

○厚生労働省告示第百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百一十一号）第「十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基ても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百一十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 堀崎 恭久

別表第一の二のイ及びロヰ「255単位」や「245単位」、「404単位」や「388単位」、「587単位」や「564単位」、「670単位」や「644単位」、「753単位」や「724単位」、「836単位」や「804単位」、「919単位」や「884単位」、「83単位」や「80単位」に改め、回一のイヰ「105単位」や「101単位」、「152単位」や「146単位」、「196単位」や「189単位」、「237単位」や「229単位」、「274単位」や「264単位」、「309単位」や「298単位」、「35単位」や「34単位」に改め、回一のロヰ「105単位」や「101単位」、「196単位」や「189単位」、「274単位」や「264単位」、「309単位」や「298単位」、「35単位」や「34単位」に改め、回一のイヰ「70単位」や「67単位」に改め、回一のロヰ「101単位」を「97単位」に改め、回一のイヰ「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基

准等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）や「障害支援区分に係る市町村審査会による審査会」及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）による「第1条第2号に掲げる利用者」や「第2条第1号に掲げる利用者」も、この規則の適用の対象となる。

#### (4) 特定事業所加算(IV)

(4) 特定事業所加算(IV)  
所定単位数の100分の5に相当する単位数  
同様の「注6」や「注5」に加え、「又は同点の経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」や「図1の4の次に次の4つ」と記載。

4 の 2 福祉専門職員等連携加算

564单位

利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。第2の5の2において同じ。）、指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（以下の4の2において「社会福祉士等」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

同報紙への付録による改定の方法を述べる。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の100分の221

に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の123

に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

同報紙への付録による改定の方法を述べる。

ニ 福祉・介護職員待遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
同報紙への付録「4まで」や「4の2まで」による改定。

同報紙への付録「182単位」や「183単位」による改定  
単位「272単位」や「273単位」による改定  
ト「454単位」や「455単位」による改定  
ト「544単位」や「546単位」による改定  
ト「634単位」や「636単位」による改定  
ト「726単位」や「728単位」による改定  
ト「811単位」や「813単位」による改定  
ト「1,491単位」や「1,493単位」による改定  
ト「2,166単位」や「2,168単位」による改定  
ト「2,812単位」や「2,814単位」による改定  
ト「3,494単位」や「3,496単位」による改定  
ト「第8」や「第8の1」による改定  
ト「100分の7.5」や「100分の8.5」による改定  
ト「注6」や「注5」による改定  
ト「又は同亦の経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」による改定

## 5の2 行動障害支援連携加算

584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であつて支援計画シート及び支援手順書（第4の1の注2において「支援計画シート等」という。）を作成した者（以下この5の2において「作成者」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であつて、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数の50分を算定した場合は、50分を算定する。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
同帳簿の「5まで」又「5の2まで」に該当。

同帳簿の「255単位」又「256単位」又「404単位」又「405単位」又「587単位」又「  
589単位」又「670単位」又「672単位」又「753単位」又「755単位」又「836単位」又「839単位  
」又「919単位」又「922単位」に該当。口の「198単位」又「199単位」又「277単位」又「  
278単位」又「347単位」又「348単位」又「349単位」に該当。

#### (4) 特定事業所加算(IV)

所定単位数の100分の5に相当する単位数

同帳簿の「5まで」に該当。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の221に相  
当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相  
当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
同帳簿の「5まで」に該当。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
同帳簿の「252単位」又「253単位」又「400単位」又「401単位」又「582単位」又「584

2の2 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

別表第4の1の注3中ただし書を削り、同1の注6に次のように加える。

#### (4) 特定事業所加算(IV)

(4) 特定事業所加算(IV)  
所定単位数の100分の5に相当する単位数  
支拂額461の戸「行動援護計画」又「行動援護計画等」に付する額のたゞの額を加  
べる。

ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

同様に、**「行動援護計画」**や**「行動援護計画等」**に於く、回数に次の大し幅を示す。  
ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定  
単位数を算定する。

別表第4の4の次に次のように加える。

## 4 の 2 行動障害支援指導連携加算

273单位

支援計画シート等を作成した者（以下この4の2において「作成者」という。）が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対し、重度訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときには、移行をする日が属する月の前月）につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第4の5の注中イからハまでを次のように改める。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(1) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の185

に相当する単位数

□ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数別表第4の5の注に次のように加え。

二 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数別表第4の6の姓「4まで」や「4の2まで」を含む。

「848単位」、「857単位」、「815単位」、「658単位」、「660単位」、「628単位」、「630単位」、「604単位」、「590単位」、「591単位」、「562単位」、「520単位」、「522単位」、「495単位」、「497単位」、「484単位」、「473単位」、「476単位」、「453単位」、「416単位」、「418単位」、「410単位」、「384単位」、「385単位」、「344単位」、「371単位」、「416単位」、「418単位」、「362単位」、「362単位」、「384単位」、「344単位」、「362単位」、「371単位」、「362単位」、「344単位」、「874単位」、「877単位」、「868単位」、「848単位」、「857単位」

「815単位」 ト密々、 区口の25及び区一の付のや量、 区一の付10を区一の付のル、 区の30母 「7単位」 も「10単位」 ル、 「4単位」 も「7単位」 ト密々、 区30の口の次に次のルルと呂ル。

#### ハ 福祉専門職員配置等加算(III)

同帳簿の30の付一母「注2」 のトリ 「及び注3」 も呂ル、「100分の25」 も「100分の35」 ト密々、 区30の付一母「ロ」 も「ハ」 ト密々、「福祉専門職員配置等加算(I)」 のトリ 「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」 も呂ル、 区付の付30の付30ル、 区30の付一の付30ルと呂ル。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

同帳簿の30の付一母ルルと呂ル。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

#### 4 単位

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(Ⅲ) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
另算額の60の比率の70%を算出べ。

ニ 福祉・介護職員待遇改善加算(Ⅳ) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
另算額の60の比率の70%を算出べ。  
1,299単位」「1,278単位」「981単位」「959単位」「703単位」「680単位」「634単位」「610単位」「583単位」「559単位」「1,170単位」「1,139単位」「883単位」「851単位」「632単位」「599単位」「572単位」「1,138単位」「1,099単位」「854単位」「816単位」「524単位」「491単位」「1,045単位」「568単位」「538単位」「502単位」「494単位」「459単位」「604単位」「568単位」「538単位」「502単位」「494単位」「459単位」「1,090単位」「1,045単位」「825単位」「781単位」「589単位」「549単位」「532単位」「493単位」「481単位」「445単位」「1,076単位」「1,028単位」「811単位」「765単位」「576単位」「535単位」「517単位」「478単位」「466単位」「428単位」「728単位」「691単位」「883単位」「851単位」「811単位」「(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)」を算出べ、  
回数を2回とする場合、「10単位」「15単位」「6単位」「10単位」を算出べ、回数を2回とする場合、「10単位」を算出べ。

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

6 単位

同様のものと「注2」にて「及び注3」によれば、「100分の25」と「100分の35」と略す、「回の場合は「ロ」又は「ハ」とする、「福祉専門職員配置等加算(I)」にて「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」によれば、回の場合は「ロ」にて「又はロの福祉専門職員配置等加算(I)」を算定する。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

同様のものと「注3」によれば、「ロ」。

### 3の2 常勤看護職員等配置加算

- |                   |      |
|-------------------|------|
| イ 利用定員が20人以下      | 28単位 |
| ロ 利用定員が21人以上40人以下 | 19単位 |
| ハ 利用定員が41人以上60人以下 | 11単位 |
| ニ 利用定員が61人以上80人以下 | 8単位  |
| ホ 利用定員が81人以上      | 6単位  |

注 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に

届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

別紙録6の10冊「42単位」や「30単位」に改め、図10の注冊「この項」や「この10」、「平成27年3月31日」や「平成30年3月31日」に改め、図6の12を次のよう改める。

12 送迎加算

ノ  
送迎加算(I)

口 送迎加算(II)

27单位

13單位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当す

る者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算する。

另紙録の14の項をやるく並べてあるものとします。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
另紙録の14の項をやるく並べてあるものとします。

ニ 福祉・介護職員待遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
另紙録の14の項をやるく並べてあるものとします。

626単位」「508単位」「561単位」「888単位」「892単位」「755単位」「758単位」「623単位」「582単位」「490単位」「492単位」「580単位」「582単位」「306単位」「307単位」「231単位」「232単位」「165単位」「166単位」「592単位」「595単位」「268単位」「269単位」の各々、匡

2 単独型事業所において、1のイの(2)の福祉型短期入所サービス費(II)又は同イの(4)の福祉型短期入所サービス費(IV)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算する。

支拂額へのれのれ母「500単位」や「600単位」にゆゑ、<sup>1</sup> 区のロ母「250単位」や「300単位」にゆゑ、<sup>2</sup> 区への∞母「168単位」や「48単位」にゆゑ、<sup>3</sup> 区∞の母母「都道府県知事」のトド「又は市町村長」や母母「平成27年3月31日」や「平成30年3月31日」にゆゑ、<sup>4</sup> 区への∞の母母「10において同じ」。」及らんやれの輔を置く、<sup>5</sup> 区への∞母「60単位」や「120単位」<sup>6</sup>、<sup>7</sup> 「90単位」や「180単位」にゆゑ、<sup>8</sup> 区<sup>9</sup>の母母「及び9の緊急短期入所体制確保加算」や置く、「当該指定短期入所を行つた日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては、14日）を限度として、1日につき」や「利用を開始した日について、」にゆゑ、<sup>10</sup> 区<sup>11</sup>の母母「輔を置く、<sup>12</sup> 区<sup>13</sup>の母母「空床利用型事業所又は1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費及び9の緊急短期入所体制確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業所」や「指定短期入所事業所」トド、「から起算して7日を限度として、1日につき」や「について、」にゆゑ、<sup>14</sup> 区<sup>15</sup>の母母「輔を置く、<sup>16</sup> 区への∞の母母「居宅」や「居宅等」にゆゑ、<sup>17</sup> 区への∞の母母「やくせんやくのめんにゆゑ。

福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号)に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)において行う場合(単

独型事業所を除く。）にあっては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の124に相当する単位数又は独型事業所において行う場合にあっては1000分の31に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において行う場合（独型事業所を除く。）にあっては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の69に相当する単位数又は独型事業所において行う場合にあっては1000分の17に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

二 福祉・介護職員待遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第8の3の規定によるものとし、次のように改め。

福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1及び2により算定した単位数の1000分の18に相当する

单位数

福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する

单位数

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(Ⅲ) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数別表第8の3の注に次のように加える。

福祉・介護職員待遇改善加算(W) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3 の 口 や 火 の も へ と お な わ。

口 重度障害者支援加算 (II)

7 単位

口 標識の 3 の 火 の お な い 火 の お な い お な い。

3 口 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、

1 日につき所定単位数を加算する。

4 口 が算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき180単位をさらに加算する。

5 4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数に700単位を加算する。

口 標識の 3 の 火 の お な い 火 へ お な い 、 画 の 4 の 火 の お な い お な い お な い。

4 の 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

（該規定の（4）「4の」又は「6の」に相当する、又は（10単位）又は「12単位」に相当する、又は（5）（平成27年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士）に相当するもの）

イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I） 1から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（II） 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（III） ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

同表紙の④の項によるものと見られる。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(W) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
同表紙の④の項「784単位」&「787単位」より「701単位」&「704単位」より「666単位」&「  
669単位」より「638単位」&「641単位」より「601単位」&「604単位」に加え、同④の項「255单  
位」&「245単位」より「587単位」&「564単位」より「753単位」&「724単位」に加え、同④の項  
「784単位」&「787単位」に加え、同④の項「10単位」&「15単位」より「6単位」&「10单  
位」に加え、同④の項によるものと見られるものと見られる。

#### ハ 福祉専門職員配置等加算(III)

同表紙の④の項「注2」のトヨ「及び注3」に加え、「100分の25」&「100分の35」より  
改め、同④の項「ロ」&「ハ」に加え、「福祉専門職員配置等加算(I)」のトヨ「又はロの福  
祉専門職員配置等加算(II)」に加え、同項のトヨの項によるものと見られるものと見られる  
加え。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は  
介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村  
長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等  
を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福

社専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

同様に「42単位」や「30単位」と、「平成27年3月31日」や「平成30年3月31日」と略す  
ことを意味するものと定義する。

## 7 送迎加算

### イ 送迎加算(I)

### ロ 送迎加算(II)

27単位  
13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

同様に「42単位」や「30単位」と、「平成27年3月31日」や「平成30年3月31日」と略すことを意味するものと定義する。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

口 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設)あつては1000分の28に相当する単位数)

する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数別表第10の9の辻に次のように加え。

## 八 福祉専門職員配置等加算(III)

別表第11の1の2の組合せ「注2」を「この1の2及び9」に、「100分の25」を「100分の35」に、「10単位」を「15単位」に、「7単位」を「10単位」に始め、回1の2の組合せ「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」のトビ「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を另バ、回2の2を回1の2の組合せ「注2」の次に次の4つを另バ。

2 口については、生活支援員等として常勤で配置されている従業者の中、社会福祉士、

介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（I）を算定している場合は、算定しない。

「又は、自立訓練（生活訓練）の利用者（1のイに規定する生活訓練サービス費（I）が算定されている利用者に限る。）又は、指定宿泊型自立訓練の利用者（1のロに規定する生活訓練サービス費（II）が算定されている利用者を除く。）又は、当該指定自立訓練（生活訓練）等」のトド「又は、当該指定宿泊型自立訓練」又は「、指定自立訓練（生活訓練）等」のトド「又は、指定宿泊型自立訓練」又は「、地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の7の注2において「生活介護等利用者」という。）又は「当該障害福祉サービスを利用」「これらサービスを利用ることができないとき」又は「68単位」「48単位」「42単

位」 や「30単位」 は昭和・平成の間一改されたもの「平成27年3月31日」 や「平成30年3月31日」 は昭和・平成の間のものとされています。

## 9 夜間支援等体制加算

### イ 夜間支援等体制加算(I)

- |   |       |
|---|-------|
| (1) 夜間及び深夜の時間帯において、生活支援員等が支援を行う利用者（以下この9において「夜間支援対象利用者」という。）が3人以下 | 448単位 |
| (2) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下  | 269単位 |
| (3) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下  | 168単位 |
| (4) 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下  | 122単位 |
| (5) 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下  | 96単位  |
| (6) 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下  | 79単位  |
| (7) 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下  | 67単位  |
| (8) 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下  | 58単位  |
| (9) 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下  | 52単位  |
| (10) 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下   | 46単位  |
| □ 夜間支援等体制加算(II)   |       |

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| (1) 夜間支援対象利用者が3人以下        | 149単位 |
| (2) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下    | 90単位  |
| (3) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下    | 56単位  |
| (4) 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下  | 41単位  |
| (5) 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下  | 32単位  |
| (6) 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下  | 26単位  |
| (7) 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下  | 22単位  |
| (8) 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下  | 19単位  |
| (9) 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下  | 17単位  |
| (10) 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 | 15単位  |
| ハ 夜間支援等体制加算(III)          | 10単位  |

注1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算（I）の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算（I）又はロの夜間支援等体制加算（II）の算定対象となる利用者については、算定しない。

支拂額は、支拂額の支拂額をもととる。

11 送迎加算

イ 送迎加算（I）

ロ 送迎加算（II）

27単位

13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2 第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

同帳簿12の13の奨励マイルの額を算出する。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算（I） 1から12までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）  
ロ 福祉・介護職員待遇改善加算（II） 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）  
ハ 福祉・介護職員待遇改善加算（III） ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
同帳簿12の13の奨励マイルを算出する。

ニ 福祉・介護職員待遇改善加算（IV） ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
同帳簿12の13の奨励マイル「839単位」 ハ「804単位」 ハ「747単位」 ハ「716単位」 ハ「

679単位」又、「672単位」又、「634単位」又、「635単位」又、「595単位」又、「522単位」又、「524単位」又、「465単位」又、「467単位」又、「435単位」又、「437単位」又、「424単位」又、「426単位」又、「410単位」又、「412単位」又、「(1)から(5)まで」又、「(1)から(6)まで」又、「(ただし(4)又は(5)については、平成24年10月1日以降に限る。)」又、「回転の(15)」又、「100分の70」又、「100分の50」又、「回転の回転の(16)」又、「回転の(17)」又、「100分の85」又、「100分の90」又、「回転の(18)」又、「回転の(19)」の次に次の順に並ぶ。

(4) 過去2年間の就労移行者数(ただし、平成28年4月1日以降においては、第13の1の

注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等へ移行した者を除く。)が0の

場合 100分の85

別表第12の3を次のように改める。

就勞定着支援体制加算 3

イ 就労を継続している又は継続していた期間（以下「就労継続期間」という。）が6月以上12月未満の者

） 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月末満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合

(2) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月末満の就労定着者が100分の15以上100分の25

未満の場合	48単位
(3) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合	71単位
(4) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合	102単位
(5) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合	146単位
□ 就労継続期間が12月以上24月未満の者	
(1) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合	25単位
(2) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合	41単位
(3) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合	61単位
(4) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合	88単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合

125単位

ハ 就労継続期間が24月以上36月未満の者

(1) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15

21単位

(2) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25

34単位

(3) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35

51単位

(4) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45

73単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合

105単位

注 指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し(第13の1の注

2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)、指定就労移行支援等のあつた日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労し

ている者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの(1)から(5)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

司振継<sup>2</sup>のヘ母「42単位」又「30単位」ニ始ニ、回ヘの母「平成27年3月31日」又「平成30年3月31日」ニ終ニ、回<sup>2</sup>の母「10単位」又「15単位」ニ始ニ、回<sup>2</sup>の母「6単位」又「10単位」ニ終ニ、回<sup>2</sup>の母「6単位」ニ終ニ。

#### ハ 福祉専門職員配置等加算(III)

司振継<sup>2</sup>のヘの母「注2」のヘ「及び注3」ニ始ニ、「100分の25」又「100分の35」ニ終ニ、回<sup>2</sup>の母「ロ」又「ハ」ニ始ニ、「福祉専門職員配置等加算(I)」のヘ「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」ニ始ニ、回<sup>2</sup>の母「ロ」ニ終ニ、回<sup>2</sup>の母「6単位」ニ終ニ。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

回12の12の点母「就労移行支援体制加算」→「就労定着支援体制加算」に改め、回12の14を次の4つに改める。

14 送迎加算

送迎加算(I)

## 27 单位 13

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就

労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当

する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当

する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

八 福祉・介護職員待遇改善加算(Ⅲ) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数別表第12の16の社に次のものとする。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(IV) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
即額<sup>33</sup>の一部に「589単位」&「584単位」<sup>34</sup>、「526単位」&「519単位」<sup>35</sup>、「494単位」&「  
487単位」<sup>36</sup>、「485単位」&「478単位」<sup>37</sup>、「469単位」&「462単位」<sup>38</sup>、ほかに口の「538単  
位」&「532単位」<sup>39</sup>、「481単位」&「474単位」<sup>40</sup>、「447単位」&「440単位」<sup>41</sup>、「438単位」&  
「431単位」<sup>42</sup>、「423単位」&「416単位」<sup>43</sup>等、計46組の単位が算定された。

4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合(ただし、(3)

月30日までに限る。)に、それぞれ(1)から(9)までに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画（指定障害福祉サービス基準第197条において

読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。) 又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型

計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

(3) 平均利用時間（過去3月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間 を当該利用者の延べ人数で除したもの）が1時間未満の場合 100分

30

(4) 平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 100分の40

(5) 平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 10分の50

(6) 平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 100分の75

(7) 平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 10分の90

(8) 週20時間未満の利用者（「」）に短時間利用者」といふ。）が現員数の100分の5

0以上100分の80未満の場合 100分の90

(9) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合は100分の75

別表第13の7冊「42単位」や「30単位」は、「平成27年3月31日」や「平成30年3月31日」に改め、回13の8冊「10単位」や「15単位」は、「6単位」や「10単位」に改め、回8の□の次に次のよう

に加える。

## ハ 福祉専門職員配置等加算(III)

6 単位

司帳簿13の8の項「注2」のトド「及び注3」を除く、「100分の25」と「100分の35」を除く、回8の項の「ロ」を「ハ」と読み、「福祉専門職員配置等加算(I)」のトド「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を除く、回8の項の「ハ」を除く。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

司帳簿13の12の「くわど」、回2の項の「トド」の「トド」を除く。

ただし、イの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。

司帳簿13の12の項の「トド」を除く、「司帳簿13の13を除く」を除く。

## 13 送迎加算

### イ 送迎加算(I)

27単位

### ロ 送迎加算(II)

13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就

労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

支拂金のうちの児童やねの児童の半額を除く。

- イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数支拂金のうちの児童やねの児童の半額を除く。

- ニ 福祉・介護職員待遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数支拂金のうちの児童やね「589単位」又は「584単位」又は「526単位」又は「519単位」又は「494単位」又は「487単位」又は「485単位」又は「478単位」又は「469単位」又は「462単位」又は「538単

「431単位」は「423単位」や「416単位」は必ず、図形の4冊「49単位」や「69単位」は「22単位」や「59単位」は必ず、図形の次に次の順に並ぶ。

## 八 目標工質達成加算(III)

別表第14の4の注1中「第6項」を「第5項」とし、「(1)から(3)まで」を「(1)から(4)まで」とし、「3

分の1」を「2分の1」に改め、同注1に次のように加える。

(4) 原則として、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

別表第14の4の注2中「ロ」を「ハ」に、「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、次のただし書を加える。

ただし、イの目標工賃達成加算(I)又はロの目標工賃達成加算(II)を算定している場合は、算定しない。

別表第14の4の注2の(1)中「の100分の80に相当する額」を削り、同注2の(2)の次に次のように加え

る。

(3) 原則として、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

別表第14の4の注2を同4の注3とし、同4の注1の次に次のように加える。

口については、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行つた場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの目標工賃達成加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えてること。

(2) 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

(3) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

(4) 原則として、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えてること。

同表簿14の8冊「42単位」や「30単位」に加え、同8の8冊「平成27年3月31日」や「平成30年3月31日」に加え、同14の8冊「10単位」や「15単位」に加え、「6単位」や「10単位」に加え、同9の8冊の次に次のようになります。

#### ハ 福祉専門職員配置等加算(III)

6単位

同表簿14の9の8冊「注2」のトド「及び注3」を除く、「100分の25」や「100分の35」に加え、同9の8冊「ロ」や「ハ」に加え、「福祉専門職員配置等加算(I)」のトド「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を除く、同8の8冊の8冊に加えます。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、

介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

同表簿14の13の8冊に加え、同13の8冊の8冊に加えます。

ただし、イの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。

同表簿14の13の8冊に加え、同14の14冊「81単位」や「89単位」に加え、「72単位」や「80単位」に加え、「67単位」や「75単位」に加え、「66単位」や「74単位」に加え、「64単位」や「72単位」に加え、

回<sup>14</sup>の対<sup>14</sup>「指導員」のト<sup>リ</sup>「を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員」の<sup>ト<sup>リ</sup></sup>回<sup>14</sup>を<sup>15</sup>次のとおり略す。

15 送迎加算

イ 送迎加算(I)

ロ 送迎加算(II)

27単位  
13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この15において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

回<sup>14</sup>の<sup>14</sup>の対<sup>14</sup>「を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員」の<sup>ト<sup>リ</sup></sup>回<sup>14</sup>を<sup>15</sup>次のとおり略す。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から16までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当

する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(Ⅲ) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数別表第14の17の表に次のとおり記載。

二 福祉・介護職員待遇改善加算(IV)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
同様に「645単位」「668単位」「528単位」「552単位」「449単位」「383単位」「385単位」「294単位」「295単位」「257単位」「259単位」「471単位」は、「594単位」「617単位」「477単位」「501単位」「398単位」「420単位」は、「332単位」「334単位」「243単位」「244単位」「211単位」「212単位」「387単位」は、「561単位」「584単位」「243単位」「244単位」「467単位」「365単位」「299単位」は、「301単位」「210単位」「211単位」「181単位」「182単位」「387単位」は、「675単位」「699単位」「558単位」「582単位」「479単位」「502単位」は、「413単位」「415単位」「324単位」「326単位」「287単位」「289単位」は、「645単位」「668単位」「528単位」「552単位」「449単位」の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホ



共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）」又は、「（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）」又は、「（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）」又は、「99単位」又は「95単位」又は「199単位」又は「191単位」又は「271単位」又は「260単位」又は「90単位」又は「86単位」又は「580単位」又は「557単位」又は「37単位」又は「36単位」又は「26単位」又は「24単位」又は「7単位」又は「4単位」又は「7単位」又は「10単位」又は「4単位」又は「2単位」又は「1単位」又は「0単位」の数に次のものと異れる。

## 八 福祉専門職員配置等加算(III)

4 单位

別表第15の1の4の注1中「注2」のトビ「及び注3」を削り、「100分の25」を「100分の35」に改め、回1の4の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」のトビ「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、回注2を回1の4の注3へ、回1の4の注1の次に次のよう

が求められる。

2 ロについては、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

該算定の場合は、もとより求められる。

#### 1 の 4 の 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に關し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の4に定める人員配置に加え、常

勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

同様に「4人以下」「2人以下」「336単位」「672単位」を踏まえ、  
回数の多さに応じて、回数に応じて算出される単位数を加算する。

(2) 夜間支援対象利用者が3人

(3) 夜間支援対象利用者が4人

同様に「(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。)」を踏まえ、  
回数に応じて、夜間支援対象利用者の数に応じて算出される単位数を加算する。

1 の 6 重度障害者支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

福祉・介護職員待遇改善加算(I)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで (1の2及び1の3を除く。口の(1)及び10の(1)において同じ。) により算定した単位数の1000分の54に相当する単位数  
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで (1の6を除く。口の(2)及び10の(2)において同じ。) により算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

## 口 福祉・介護職員待遇改善加算(II)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8までにより算定した

単位数の100分の69に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 口により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
另算額の60%をもととる。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 口により算定した単位数の100分の80に相当する単位数